

頑張る中小事業者 月次支援金 をご活用 ください!

新型コロナウイルス感染拡大防止のための国の緊急事態措置等や
広島県の集中対策の影響(飲食店の休業・時短営業、外出自粛等)により、
売上が減少した県内中小事業者の皆様を幅広く支援します!

申請期間
(当日消印有効)

【9月分】2021年10月1日(金) ~ 11月30日(火)

【10月分】2021年11月1日(月) ~ 2022年1月7日(金)

※5~8月分の申請は、終了しました。

給付額 (1事業者当たり)



中小法人



個人事業者

上限 **20**万円/月

上限 **10**万円/月

算出
方法

給付額 = 2019年又は2020年の対象月の売上 - 2021年の対象月の売上

対象者

広島県内に本社・本店のある中小法人、個人事業者

- 緊急事態措置等や広島県の集中対策実施に伴う飲食店の休業・時短営業、外出自粛等の影響により売上が **30%以上減少**していること
- 国の月次支援金の対象となる場合は、その給付を受けていること
※国の月次支援金も10月分まで支給されます。
- 「広島県感染症拡大防止協力支援金」、「広島県大規模施設等協力金」の給付対象の方は **受けられません (月ごとに判断します)**。

追加
支援

酒類販売事業者については、給付上限額や対象範囲が拡大しています。
申請様式も異なりますので、詳細は「酒類販売事業者専用ページ」をご確認ください。

対象事業者の一例、よくあるご質問、申請についてはウラ面へ

対象事業者の一例

飲食店の休業・時短営業の影響を受けた事業者	食材、食品、酒類（販売・製造）、飲料、割り箸、おしぼり、清掃、花などの財・サービスの供給事業者
外出自粛等の影響を受けた事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・観光関連事業者（宿泊、バス・タクシー、土産物店など） ・対人サービス事業者（理美容、クリーニング店、マッサージ店など） ・県の協力支援金の対象外となっているカフェや純喫茶（酒類を提供していない、閉店時間が20時以前の店舗）

※10月分は広島市、東広島市、府中町、海田町の4市町で酒類を提供する事業者は、「広島県感染症拡大防止協力支援金」の給付対象ですので、申請できません。

よくあるご質問

- Q1** 国の持続化給付金や月次支援金を受け取っていますが、この支援金も申請できますか？
- A1** 申請可能です。ただし、広島県感染症拡大防止協力支援金、広島県大規模施設等協力金の給付対象となる月については対象外です。
- Q2** 申請書はどこで手に入りますか？ 郵送以外に申請方法はありますか？
- A2** ホームページより申請書等のダウンロードができます。印刷が困難な場合は、コールセンターやホームページより書類の送付を申し込めます。郵送申請以外にも、ホームページよりオンライン申請ができます。
- Q3** 上記「対象事業者の一例」にある業種以外の事業者も給付対象となりますか？
- A3** 例示されている業種以外でも、緊急事態宣言等に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、2021年対象月の売上が2019年又は2020年の同月と比べて30%以上減少していれば、給付対象になり得ます。
- Q4** 今年開業しましたが、申請対象となりますか？
- A4** 2021年3月末までに開業している場合は、給付の対象となります。

申請手続きについて

郵送での申請	ホームページより申請書等のダウンロードまたは資料請求フォームより取り寄せ、必要書類を揃えて簡易書留にてお送りください。 〒730-0031 広島市中区紙屋町2-2-2 紙屋町ビル6階 「頑張る中小事業者月次支援金センター」宛
オンライン申請	ホームページよりオンライン申請を行ってください。

詳しくは、ホームページまたは申請要領をご覧ください。
ご不明な点はお気軽にお問い合わせ、ご相談ください。

コール
センター

☎ 082-248-6853

月～金 9:30～17:00
(土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く)

頑張る中小事業者月次支援金センター

申請要領、申請書のダウンロード、
オンライン申請はこちらで検索

広島県 頑張る中小事業者月次支援金

検索



2021.11.1